

[事案 24-182] 保険金額保全請求

・平成 25 年 6 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の計算間違いにより、提示された前納保険料が誤っており、後日不足分の保険料を請求されたことから、支払義務がないことの確認等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 7 年 6 月に加入した終身保険について、平成 10 年に、最終払込年月までの 14 年分の前納保険料として、324 万 3,175 円支払ったが、保険会社の計算間違いで、支払うべき金額に 1 円不足していたことが、保険会社から 14 年目の保険料 22 万円余りを請求されて初めて判明した。本契約の保険金額は、保険会社の会社更生計画にもとづき、一度削減されたものだが、保険料 22 万円を追加で支払わなければ、最初から計算間違いがなかったことにするとしても保障額がさらに縮減されるという。保険料の追加支払い無しで、現在の契約内容どおり保障が受けられることの確認を求める。

<保険会社の主張>

認可決定された更生計画による契約条件変更の内容は、他の契約者との公平性を維持する必要がある。他の契約者との公平性を欠く特別な取扱いとなってしまうため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、他の保険契約者との不公平を避ける必要はあるが、保険会社の計算間違いに起因することは明らかであるため、本件は和解により解決すべき事案であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 保険料前納の合意

保険料前納の取扱いは、会社所定の割引率で割り引いた保険料前納金を、会社は、所定の利率で積立てておき、保険料の払込時期ごとに、保険料の払込みに充当するものであり、保険契約に付随した合意（保険契約とは別途の契約）にもとづくものといえるが、保険契約者から保険会社に対し、金員を預託することが必要とされているので、実際に預託された金員の範囲内において、保険料前納の合意が成立するものと解される。本件では、保険会社は申立人より、14 年分の前納金として 324 万 3,176 円の預託を受けるべきだが、1 円不足の 324 万 3,175 円の預託を受けているので、保険料前納の合意は、13 年分の前納の合意として成立したものと見える。そのため、申立人は、本契約の最終回の保険料の払込時期に、保険料を支払う義務を負う。

2. 更生計画による契約条件の変更

保険会社の更生計画によると、積立てられた前納保険料は 8%削減され、前納割引率も変更された。そして、年払前納保険料については条件変更前の充当回数を変更せずに保険料および保険金額の変更を行うものとされた。その結果、本契約の保障内容が変更され、死亡保険金額については、500 万円から 329 万 7,100 円に変更され、変更後の年払保険料 24 万 3,847 円から前納金残高 1 万 5,617 円を控除した 22 万 8,230 円の不足保険料が発生

した。したがって、最終年の保険料払込みなしで、更生計画により変更後の死亡保険金額 329 万 7,100 円の保障を求める申立人の請求を認めることはできない。

3. 当裁定審査会の判断

当審査会の判断は以上のとおりだが、本件は、保険会社の計算間違いに起因することは明らかであるので、計算間違いがなかった場合の保障と現在の保障のうち、申立人が望む保障を認めるのが相当と考える。申立人が、1 円の不足金がなく保険料前納金を支払っていたとすると、上記の更生計画により、本契約の保障内容は、死亡保険金額 309 万 3200 円となる。従って、保険会社の保険料前納金額の計算間違いに伴う申立人の救済として、本契約の保障内容を、1 円の不足金がなかった場合の保障内容（死亡保険金額 309 万 3200 円）とすることは相当といえるが、最終回の保険料の支払いなしに、死亡保険金額 329 万 7100 円を保障内容とすることを求める申立人の請求を認めることはできない。